平成２９年（フ）第９９号
横浜市戸塚区前田町214―１　グランドメゾン東戸塚５番館805号　伊草様方、住民票上の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄1413番地の２
債務者　杉本　由美
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２号
栃木県足利市江川町４丁目３番地２
債務者　田代　栄子
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第５３０号
東京都国分寺市西町１丁目25―27―202
債務者　平山　志保
１　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２２号
横浜市南区大橋町３丁目65番地２　石川ビル101号室
債務者　畑中　洋志
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１号
横浜市中区山吹町１番地２　関内大通り公園305号室
債務者　伊藤　　誠
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３号
横浜市戸塚区汲沢８丁目35番７―７号
債務者　土井　弘一
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０３号
東京都府中市武蔵台２丁目38番地の12スノーアップル202
債務者　松本　拓也
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３０４号
東京都府中市武蔵台２丁目38番地の12スノーアップル202
債務者　松本　巴砂（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０２３号
千葉県習志野市実籾５丁目23番18号　ハイツ神田201号
破産者　深野　康夫
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６３号
千葉県市原市五井東２丁目８番地１　コーポ宮田２―２
破産者　秋葉　幸徳
１　決定年月日　平成29年１月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１５号
埼玉県狭山市広瀬東２丁目36番20号
破産者　双葉運輸有限会社
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
静岡県焼津市方ノ上373番地の２
破産者　大和輸送株式会社
１　決定年月日　平成29年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６１号
札幌市北区北32条西４丁目１番14号
破産者　株式会社Ｋ―Ｐｏｉｎｔ
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
群馬県利根郡みなかみ町小日向664番地
破産者　有限会社鈴木ガラス
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地の１号
破産者　有限会社吉岡屋
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３４５号
千葉県松戸市常盤平３丁目６番地の５　メルヴェール常盤平106号、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目17番５―22号
破産者　亀井　隆郎
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２７号
東京都小平市天神町１丁目９番32―307号
破産者　市川　秀里
１　決定年月日　平成29年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部